

大津市議会議長告示第 号

大津市議会個人情報保護条例施行規程（令和５年議会議長告示第１号）の一部を次のように改正する。

令和６年５月 日

大津市議会議長

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（要配慮個人情報） 第４条 条例第２条第３項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 （１） 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。 ア～ウ ー略ー エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>厚生労働大臣</u>が定める程度であるもの （２）～（５） ー略ー （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの） 第５条 条例第１１条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）及び（２） ー略ー （３） 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>保有個人情報</u>の漏えい等が発生	（要配慮個人情報） 第４条 条例第２条第３項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。 （１） 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。 ア～ウ ー略ー エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の<u>主務大臣</u>が定める程度であるもの （２）～（５） ー略ー （個人の権利利益を害するおそれ大きいもの） 第５条 条例第１１条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （１）及び（２） ー略ー （３） 不正の目的をもって行われたおそれがある<u>議会に対する行為による保有個</u>

し、又は発生したおそれがある事態 (4) ー略ー 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。 (1) ー略ー (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>保有個人情報</u>の項目 (3)～(5) ー略ー	<u>個人情報（議会局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</u> (4) ー略ー 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。 (1) ー略ー (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある<u>保有個人情報（前項第3号に定める事態については、同号に規定する個人情報を含む。）</u>の項目 (3)～(5) ー略ー
--	--

附 則

この告示は、令和6年5月 日から施行する。